

## 肝付町新規品目導入支援事業補助金について

この事業は、ロットは小さくても肝付町の農業に新たな方向性を示し、地域の特産的品目の起爆剤となるような新規品目に挑戦する取り組みを支援します。



事業の対象者	(1) 新規品目栽培に挑戦する農業者や農業者組織、集団であること。 (2) 肝付町技連会経営部会で事業計画が認定されていること。 (3) 販売先が確保もしくは検討されていること。 (4) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
事業の対象品目	町内で馴染みのない新規作物が対象（果樹、茶、飼料作物は含みません）
補助金の対象経費	新規品目導入栽培に要する次に掲げる経費が対象です。 (1) 種苗費 (2) 資材費（肥料費、農薬費、諸材料費、農具費） (3) 研修費（旅費、視察料）
補助額	1件当たり面積の上限は10aまでとし、対象経費の2分の1以内で、10a当たり10万円を限度とします。
対象者の選定（事前審査）	(1) 申込み期限：令和2年6月15日（月） (2) 申込み窓口：肝付町役場農業振興課 ※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書を提出していただきます。 詳しくは、下記までお問合せください。
お問い合わせ先	肝付町役場 農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417

## 農地の畦畔等の管理について

現在、町内における畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足が、近隣農業者だけでなく近隣住民や公衆用道路利用者に対しさまざまな迷惑を生じさせる要因となっています。

繁茂した畦畔の雑草が道路にはみ出していたり、刈り取った雑草が道端や水路に放置されると、病害虫や事故・災害等の発生要因となり得る可能性があります。

生産者（所有者）の方々には、適切な農地の畦畔等の管理に努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

併せて、畑や水田等を耕耘した後は、ロータリーの泥などを落としてから道路を利用くださいますようお願い申し上げます。

また、農業振興課・農業委員会においても適切な農地管理がされていない場合、生産者（所有者）の方へ個別にご指導させていただくことがありますので、重ねてご協力をお願い申し上げます。



道路にはみ出た甘薯のつるや雑草

お問い合わせ先：肝付町役場 農業振興課 ☎0994(65)8417 肝付町農業委員会事務局 ☎0994(65)8418